



枝垂れ梅 Photo 花鳥様
(小村井香取神社)

特集

気になる判例から・・・ 福祉事業者A苑事件（京都地裁 平 29. 3. 30 判決） （求人票と実際の労働条件との相違）

概要

Y社（被告：福祉事業を開始するところ）
：ハローワークで求人申し込み
求人票～正社員、期間の定めなし、定年制なし
X（原告：当時64歳）
：求人票のコピーをもって面接の上労働契約を締結
Xより定年制がないことを質問したところ、Y社代表者はまだ決めていないと回答。労働契約の期間の定めの有無や労働契約の始期については特にやり取りはされなかった。

Y社：ハローワークに、雇用予定日を同年2月1日とする選考結果通知を提出。

Y社：代表者が就労開始後2週間ほど経過してからXに対し、労働条件通知書（有期/定年あり）を提示
…Xは特に内容に意を払わず、署名押印。

⇒その後、Y社は、Xを期間満了による労働契約の終了（雇止め）、XはYとの労働契約は求人票の通りであるとして地位確認請求等を行ったものです。

主な争点

- ★求人票記載通りの労働条件で労働契約が成立したか？
- ★労働条件通知書への署名押印により労働条件は変更されたのか？

↓判決では、
○Xは求人票を閲覧してY社の面接を受けて採用された
○面接の際に求人票とは異なる労働条件の説明がないまま採用を通知されている等から、
<XとYの間には求人票通りの労働契約が成立した>と判断しています。

この件では、Y社が労働条件の主たる点を説明したことは認めたものの、既に働き始めており、変更を拒否すると収入がなくなることを心配して署名押印に応じたと認めています。つまり<単に労働者の同意があるだけでは足りず、労働者の自由な意志に基づいて同意したと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在する>ことが必要だとしています。

（門田より）『求人に記載していた要件（資格、経験等）に満たないけれど育成してみよう』そんな思いから、求人票と異なる労働条件で採用しているケースはありませんか？きちんと説明して、確認をして採用手続きを進めましょう。ちなみに、ハローワークの求人票には⇒右⇒のような記載があります。それだけ、ハローワークにはそうした問い合わせが多いということでもありますね。

編集後記

表紙の写真は、小村井香取神社の枝垂れ梅です。今月も花鳥様より素敵な写真を頂きました。この神社で毎年開催されている梅まつり、今年は3月4日迄だったそうです。早いですね。徐々に春へ変わりゆくこの季節は、日差しと、日々増量していると思われる花粉の飛散で体感できますが、仙台での花粉のピークは3月中旬～下旬だそうです。様々な症状に悩まされている方には酷な予報ですが、昨年と比べると今年はスギ花粉の飛散量がとても多いとか。対策としては、薬の服用、メガネ、マスクなどで花粉を防御すること等が挙げられますが、食生活での対策も有効らしいです。腸内環境を整える食品—ヨーグルトや漬物等乳酸菌、納豆等発酵食品、食物繊維を含む海藻、根菜類等が有効だそうです。花粉症対策に限らず、食事で健康維持と腸内環境アップ、来たる新年度に向けて早速取り組んでみてはいかがでしょうか。

TOPICS

●女性の給与が過去最高に（2/28）

厚生労働省が2017年の「賃金構造基本統計調査」の結果を発表し、フルタイムで働く女性の平均月給が24万6,100円（前年比0.6%増）となり、4年連続で過去最高を更新したことがわかりました。男性は33万5,500円（同0.1%増）で、男女間の格差は2年連続で最小を更新しました。また、正社員と非正社員の格差は、非正規で働く女性が増えた影響で広がっています。

●「契約社員への扶養手当不払いは違法」大阪地裁が初判断（2/21）

日本郵便の契約社員ら8人が、同じ仕事内容の正社員と手当等に格差があるのは労働契約法に違反するとして計約3,100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大阪地裁は、扶養手当など3種類の手当の不支給を違法と判断し、計約300万円の支払いを同社に命じました。弁護団によると、正社員と非正規社員の待遇格差をめぐり扶養手当の不支給を違法とした判決は初めてとのこと。同社は判決を不服として控訴しました。

●社会保険関係手続きに個人番号利用が開始されます

平成30年3月5日から、年金関係の手続きに、マイナンバー（個人番号）を利用した届出・申請が始まります。これまで基礎年金番号を記載して届け出ていた届書にはマイナンバーを記載して届け出るようになります。また、日本年金機構では、マイナンバーを利用して今後、住所変更届、氏名変更届等の届出を省略する予定としています。あわせて、年金の手続きで使用される様式が変更されます。変更の内容は、マイナンバー欄の追加のほか、様式のA4縦判化、複数の様式の統合（被扶養者（異動）届と国民年金第3号被保険者関係届など）などとなります。（当面旧様式使用可能）

- * 事前に応募書類を郵送してください。書類到着後、7日位で連絡します。
- * 面接後、職場体験（1～3日）を行います。

【ハローワークからのお知らせ】求人票は雇用契約書ではありません。採用に際しては、必ず労働条件通知書と交わり、賃金等の条件面を確認して下さい（労働基準法第15条第1項に基づく）。

Harmony通信 2018.03

#発行：2018年3月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所
Harmony社会保険労務士事務所
合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>